

## 江東区マンション等の建設に関する条例施行規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略） （事前協議届）</p> <p>第3条 条例第6条に規定する届出は、事前協議届（別記第1号様式）に、<u>次の各号に掲げる図書を添付して</u>行うものとする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>第4条（略） （完了届）</p> <p>第5条 条例第9条第1項に規定する届出は、工事完了届（別記第5号様式）に、工事完了後の写真その他区長が必要と認める図書を<u>添付して</u>行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する写真は、<u>次の各号に掲げる事項が確認できるものとする。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p>（3） <u>自動車駐車場、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の位置及び整備状況</u></p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7） <u>連絡先等表示板の設置状況</u></p> <p>（8）（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （事前協議届）</p> <p>第3条 条例第6条に規定する届出は、事前協議届（別記第1号様式）に、次に掲げる図書を<u>添えて</u>行うものとする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>第4条（略） （完了届）</p> <p>第5条 条例第9条第1項に規定する届出は、工事完了届（別記第5号様式）に、工事完了後の写真その他区長が必要と認める図書を<u>添えて</u>行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する写真は、次に掲げる事項が<u>確認できるものとする。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） <u>地球温暖化対策設備の位置及び整備状況</u></p> <p>（4） <u>自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪車駐車場及び一時駐車スペースの位置及び整備状況</u></p> <p>（5） <u>電気自動車等充電設備の位置及び整備状況</u></p> <p>（6） <u>浸水対策の整備状況</u></p> <p>（7）・（8）（略）</p> <p>（9） <u>宅配ボックスの位置及び整備状況</u></p> <p>（10） <u>管理組合又は管理業者等専用の郵便受けの位置及び整備状況</u></p> <p>（11）（略）</p> <p>（12） <u>連絡先等表示板の位置及び整備状況</u></p> <p>（13）（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p>

(生活利便施設又は地域貢献施設の設置基準)

第8条 条例第12条の3の規則で定める基準は、生活利便施設又は地域貢献施設の延べ面積に別表第2に掲げる当該施設に応じた係数を乗じた面積が、住戸の専用面積の延べ面積の100分の1以上とする。

(加える)

(壁面等の後退)

第9条 条例第13条の規則で定める距離は、50センチメートルとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(駐車施設)

第10条 条例第14条の規則で定める基準は、自動車駐車場については別表第3に、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場については別表第4に定める台数以上とする。

(加える)

(加える)

(生活利便施設又は地域貢献施設の設置基準)

第8条 条例第12条の3の規則で定める基準は、別表第2に掲げるものとする。

(地球温暖化対策設備の設置)

第9条 条例第13条の規則で定める地球温暖化対策設備は、太陽光・太陽熱利用設備、エネルギーの消費効率の高い給湯設備、空気調和設備若しくは照明設備又はその他の地球温暖化対策に資する設備とする。

2 前項の地球温暖化対策設備は、ファミリー住戸の戸数が151戸以上の場合は、2種類以上設置するものとする。

(壁面等の後退)

第10条 条例第14条の規則で定める距離は、50センチメートルとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(駐車施設)

第11条 条例第15条の規則で定める基準は、自動車駐車場については別表第3に、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場については別表第4に定める台数以上とする。この場合において、条例第15条の2に規定する一時駐車スペース(別表第3備考4の規定により設置する自動車駐車場を除く。)の台数を収容台数に含めることができる。

(一時駐車スペースの設置)

第11条の2 条例第15条の2の規則で定める基準は、別表第3備考4に掲げる場合を除き、幅2.3メートル以上かつ奥行き5メートル以上とする。

(電気自動車等充電設備の設置)

第11条の3 条例第15条の3の規則で定める基準は、別表第3に定める自動車駐車場の収容台数(東京都駐車場条例(昭和33年東京都条例第77号)の適用を受けるマンション等に

(安全対策)

第11条 条例第16条の規則で定める安全対策は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(加える)

(防犯対策)

第12条 事業者は、条例第16条の2に規定する防犯対策を講じようとするときは、そのマンション又はワンルームマンションの所在地の所轄警察署と協議のうえ、警察協議書(別記第7号様式)により、条例第7条第1項の規定による協定の締結の日までに区長に報告するものとする。

(災害対策用施設)

第13条 条例第17条の規則で定める災害対策用施設は、災害用格納庫とする。

2 前項に規定する災害用格納庫は、次の各号に掲げるマンション又はワンルームマンションに応じ、当該各号に掲げる床面積及び高さを、当該マンション若しくはワンルームマンション又はその敷地内の地上部分に確保するものとする。

(1) 住戸の数が40戸未満のマンション又は

係る自動車駐車場については、その収容台数(一時駐車スペースの収容台数を除く。))の10分の1以上(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(安全対策)

第12条 条例第17条の規則で定める安全対策は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(浸水対策)

第13条 条例第17条の2の規則で定める浸水対策は、次のとおりとする。

(1) 止水板及び防水扉

(2) 水のう及び土のう

(3) かさ上げその他浸水対策に係る設備等

2 事業者は、条例第17条の2の規則で定める浸水対策について、ファミリー住戸を151戸以上含むファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、受変電設備を地上2階以上に設置するものとする。

(防犯対策)

第14条 事業者は、条例第17条の3に規定する防犯対策を講じようとするときは、そのファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションの所在地の所轄警察署と協議の上、警察協議書(別記第7号様式)により、条例第7条第1項の規定による協定の締結の日までに区長に報告するものとする。

(災害対策用施設)

第15条 条例第18条の規則で定める災害対策用施設は、災害用格納庫とする。

2 前項の災害用格納庫は、ファミリーマンション、ワンルームマンション若しくは小規模マンション又はその敷地内の地上部分に設置するものとする。

(削る)

住戸の数が80戸未満のワンルームマンション 床面積3平方メートル以上及び高さ2メートル以上

(2) 住戸の数が40戸以上のマンション又は住戸の数が80戸以上のワンルームマンション 床面積5平方メートル以上及び高さ2メートル以上

(加える)

3 (略)

4 第2項に定めるもののほか、階数が5を超えるマンション又はワンルームマンションにおいては、いずれの階からも4を超えない階に災害用格納庫を設置するものとする。この場合において、当該災害用格納庫については、第2項の規定は適用しない。

5 (略)

(住戸規模等)

第14条 条例第20条第1項の規則で定める住戸は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) マンション又はワンルームマンションであること。

(2)・(3) (略)

(加える)

(削る)

3 ファミリーマンション又はワンルームマンションに設置する災害用格納庫は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積及び高さを確保するものとする。

(1) 住戸の数が40戸未満のファミリーマンション又は住戸の数が80戸未満のワンルームマンション 床面積3平方メートル以上かつ高さ2メートル以上

(2) 住戸の数が40戸以上のファミリーマンション又は住戸の数が80戸以上のワンルームマンション 床面積5平方メートル以上かつ高さ2メートル以上

4 (略)

5 第2項に定めるもののほか、階数が5を超えるファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションにおいては、いずれの階からも4を超えない階に災害用格納庫を設置するものとする。この場合において、当該災害用格納庫については、第3項の規定は適用しない。

6 (略)

(住戸規模等)

第16条 条例第21条第1項の規則で定める住戸は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションであること。

(2)・(3) (略)

2 条例第21条第2項の規則で定める基準は、ワンルーム住戸の数から19を減じた数の3分の1に相当する数(小数点以下の端数がある

2 条例第20条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世帯用住戸の戸数の10分の1以上の住戸の専用面積 90平方メートル以上
- (2) 世帯用住戸の戸数の10分の2以上の住戸の専用面積 25平方メートル以上40平方メートル未満

(バリアフリー住戸の基準)

第14条の2 条例第20条の2の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前条第2項第1号の規定により設置した住戸 10分の2以上
- (2) 前条第2項第2号の規定により設置した住戸 10分の2以上
- (3) 世帯用住戸(前条第2項第1号の規定により設置した住戸を除く。) 10分の2以上

2～4 (略)

(集会所)

第15条 条例第21条の規則で定める基準は、マンション又はワンルームマンションの規模に応じ、別表第6に定める面積以上とする。

(コミュニティスペース)

第16条 条例第22条に規定するコミュニティスペースは、エントランスホール等の一角で、その位置がエレベーターまでの通行を妨げない場所に設置するものとする。

(加える)

(管理人室)

ときは、これを切り上げる。)とし、当該数が29を超える場合は、29とする。

3 条例第21条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ファミリー住戸の戸数の10分の1以上の住戸の専用面積 90平方メートル以上
- (2) ファミリー住戸の戸数の10分の2以上の住戸の専用面積 25平方メートル以上40平方メートル未満

(バリアフリー住戸の基準)

第16条の2 条例第21条の2の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前条第3項第1号の規定により設置した住戸 10分の2以上
- (2) 前条第3項第2号の規定により設置した住戸 10分の2以上
- (3) ファミリー住戸(前条第3項第1号の規定により設置した住戸を除く。) 10分の2以上

2～4 (略)

(集会所)

第17条 条例第22条の規則で定める基準は、ファミリーマンション又はワンルームマンションの規模に応じ、別表第6に定める面積以上とする。

(コミュニティスペース)

第18条 条例第23条に規定するコミュニティスペースは、エントランスホール等の一角で、その位置がエレベーターまでの通行を妨げない場所に設置するものとする。

(宅配ボックスの設置)

第19条 条例第24条の規則で定める設置数は、住戸数の10分の1以上(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(管理人室)

第17条 条例第23条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、賃貸のマンション又はワンルームマンションを建設する場合で、事業者自らが管理人を務め、かつ、当該マンション又はワンルームマンションに居住する場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(管理体制)

第18条 条例第24条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる住戸の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、廃棄物(江東区清掃リサイクル条例(平成11年12月江東区条例第34号)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。以下同じ。)の収集を行う時間帯には管理人を駐在させなければならない。

(1)～(3) (略)

(管理に関する表示)

第19条 条例第25条の規則で定める管理に関する事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 管理人室の電話番号

(3)・(4) (略)

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した表示板を、エントランスホール等の見やすい場所に設置するものとする。

(加える)

(管理規約等)

第20条 事業者は、条例第26条第1項に規定

第20条 条例第26条の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、賃貸のファミリーマンション又はワンルームマンションを建設する場合で、事業者自らが管理人を務め、かつ、当該ファミリーマンション又はワンルームマンションに居住する場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(管理体制)

第21条 条例第27条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる住戸の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、廃棄物(江東区清掃リサイクル条例(平成11年12月江東区条例第34号)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。以下同じ。)の収集を行う時間帯には管理人を駐在させなければならない。

(1)～(3) (略)

(管理に関する表示)

第22条 条例第28条の規則で定める管理に関する事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 管理人の電話番号

(3)・(4) (略)

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した表示板を、耐久性のある材質で製作し、風除室等来訪者が見やすい位置及び場所に設置するものとする。

(管理組合への支援)

第23条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 管理組合の設立

(2) 自主防災組織の設立

(3) 長期修繕計画の策定(国土交通省が定める長期修繕計画標準様式及び長期修繕計画作成ガイドラインを活用すること。)

(管理規約等)

第24条 事業者は、条例第30条第1項に規定

する管理規約の策定に当たり、国土交通省が定めたマンション標準管理規約及びマンション標準管理委託契約書を活用するものとする。

2 条例第26条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(加える)

(地域コミュニティへの配慮)

第21条 条例第27条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(加える)

2 事業者は、マンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、町会、自治会等に当該建設に関する説明を行うものとする。

3 事業者は、前項の説明を行ったときは、区域町会等説明報告書（別記第8号様式）により、条例第7条第1項の規定による協定の締結の日までに区長に報告するものとする。

(加える)

(加える)

する管理規約の策定に当たり、国土交通省が定めたマンション標準管理規約及びマンション標準管理委託契約書を活用するものとする。

2 条例第30条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(防災情報の周知)

第25条 条例第31条の規則で定める防災に関する情報は、次のとおりとする。

(1) ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションにおける水害ハザードマップの想定浸水深に関すること。

(2) 災害用格納庫の位置及びその物資に関すること。

(地域コミュニティへの配慮)

第26条 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時の近隣住民の受入れ

2 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、町会、自治会等に当該建設に関する説明を行うものとする。

3 事業者は、前項の説明を行ったときは、区域町会等事前説明報告書（別記第8号様式）により、条例第7条第1項の規定による協定の締結の日までに区長に報告するものとする。

4 事業者は、条例第7条第1項の規定により協定を締結したファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションの建設に係る工事を完了したときは、町会、自治会等に当該建設の完了及び今後の管理に関する説明を行うものとする。

5 事業者は、前項の説明を行ったときは、区域町会等完了説明報告書（別記第9号様式）により、条例第9条第1項の規定による工事完了の届出とともに、区長に報告するものとする。

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

生活利便施設・地域貢献施設	係数
(略)	
一般利用が可能な広場状空地 (建築基準法第59条の2第1項の許可を受けたものを除く。)	0.2
一般利用が可能な公園	0.5
地上部の緑地 (江東区みどりの条例 (平成11年12月江東区条例第36号) による基準以上の緑地部分をいう。)	0.3

備考

原則として、第5条の工事完了届を提出した日から10年間は他の用途に転用しないこと。

別表第3 (第10条関係)

建築物の種類及び規模	自動車駐車場の収容台数
マンション 住戸数20戸以上100戸未満	住戸数の10分の1
住戸数100戸以上200戸未満	住戸数の10分の2

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

生活利便施設・地域貢献施設	係数
(略)	
一般利用が可能な広場状空地 (建築基準法第59条の2第1項の許可を受けたものを除く。)	0.2
地上部の緑地 (江東区みどりの条例 (平成11年12月江東区条例第36号) による基準以上の緑地部分をいう。)	0.3
ZEH-M Oriented以上であることの評価がされたファミリーマンション及びワンルームマンション	

備考

1 係数のある施設について生活利便施設又は地域貢献施設の延べ面積は、当該施設に応じた係数を乗じて得た面積が、住戸の専用面積の延べ面積の100分の1以上となるようにする。

2 原則として、条例第9条の規定により工事の完了を届け出た日から10年間は、他の用途に転用しないこととする。

別表第3 (第11条、第11条の2関係)

建築物の種類及び規模	自動車駐車場の収容台数
ファミリーマンション 住戸数20戸以上100戸未満	住戸数の10分の1の数と延べ面積を350で除して得た数のうち、いずれか少ない数
住戸数100戸以上200戸未満	住戸数の10分の2の数と延べ面積を350で除して得た数のうち、いずれか少ない数



	住戸数200戸以上	住戸数の10分の3
ワンルームマンション	住戸数20戸以上かつ敷地面積500平方メートル未満	1台
	(略)	

備考

- 1 マンション又はワンルームマンションに店舗、事務所等を併設するときは、店舗、事務所等に供する床面積を合算した面積を300平方メートルで除した数(1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)の台数を別に設置するものとする。ただし、区長が当該自動車駐車を設置することが困難と認める場合は、この限りでない。
- 2 (略)
- 3 世帯用住戸を151戸以上含むマンション又はワンルームマンションの建設をしようとするときは、緊急車両等を停留させるための自動車駐車場(幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上)を敷地と接する道路付近に別に設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

	住戸数200戸以上	住戸数の10分の3の数と延べ面積を350で除して得た数のうち、いずれか少ない数
ワンルームマンション	住戸数20戸以上かつ敷地面積200平方メートル以上500平方メートル未満	1台
	(略)	

備考

- 1 延べ面積は、集合住宅の用途に供する部分の床面積(自動車駐車場及び自転車駐車場の用に供する部分の延べ面積を除く。)とする。
- 2 ファミリーマンション又はワンルームマンションに店舗、事務所等を併設するときは、店舗、事務所等に供する床面積を合算した面積を300で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)の台数を別に設置するものとする。ただし、区長が当該自動車駐車を設置することが困難と認める場合は、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 ファミリー住戸を151戸以上含むファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、緊急車両等を停留させるための自動車駐車場(幅2.5メートル以上かつ奥行き6メートル以上)を敷地と接する道路付近に別に設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたマンション又はワンルームマンションの建設をするとき(増築又は用途の変更にあつては、増築又は用途の変更後に増加する世帯用住戸の戸数が151戸以上の場合を除く。)

- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたマンション又はワンルームマンションの建設をする場合で、建設後に増加する世帯用住戸の戸数が150戸以下のとき。

4 世帯用住戸を151戸以上含むマンション又はワンルームマンションを建設するときは、障害者用自動車駐車場(幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上)を主に使用する出入口付近に設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたマンション又はワンルームマンションの建設をするとき(増築又は用途の変更にあつては、増築又は用途の変更後に増加する世帯用住戸の戸数が151戸以上の場合を除く。)

- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたマンション又はワンルームマンションの建設をする場合で、建設後に増加する世帯用住戸の戸数が150戸以下のとき。

- (1) (略)
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするとき(増築又は用途の変更にあつては、増築又は用途の変更後に増加するファミリー住戸の戸数が151戸以上の場合を除く。)

- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとする場合で、建設後に増加するファミリー住戸の戸数が150戸以下のとき。

5 ファミリー住戸を151戸以上含むファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、障害者用自動車駐車場(幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上)を主に使用する出入口付近に設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするとき(増築又は用途の変更にあつては、増築又は用途の変更後に増加するファミリー住戸の戸数が151戸以上の場合を除く。)

- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとする場合で、建設後に増加するファミリー住戸の戸数が150戸以下のとき。

5 区長は、マンション又はワンルームマンションが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、自動車駐車場の収容台数の基準を緩和することができる。

ア マンション又はワンルームマンションが、高齢者住宅等で、入居者の自動車の保有率が低いと認められる場合

イ (略)

別表第4 (第10条関係)

建築物の種類及び規模		自転車駐車場の収容台数	自動二輪車駐車場の収容台数
マンション	(略)	世帯用住戸 1戸当たり 2台にワン ルーム住戸	(略)
ワンルームマンション	(略)	1戸当たり 1台を加えた台数	(略)

備考

1 世帯用住戸を100戸以上含むマンション又はワンルームマンションを建設するときは、来客者用の自転車駐車場を別に設置するものとする。

2～4 (略)

5 区長は、マンション又はワンルームマンションが高齢者住宅等で、入居者の自転車又は自動二輪車の保有率が低いと認める場合は、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の収容台数の基準を緩和することができる。

別表第5 (第13条関係)

6 区長は、ファミリーマンション又はワンルームマンションが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、自動車駐車場の収容台数の基準を緩和することができる。

ア ファミリーマンション又はワンルームマンションが、高齢者住宅等で、入居者の自動車の保有率が低いと認められる場合

イ (略)

別表第4 (第11条関係)

建築物の種類及び規模		自転車駐車場の収容台数	自動二輪車駐車場の収容台数
ファミリーマンション	(略)	ファミリー住戸1戸当たり2台にワンルーム	(略)
ワンルームマンション	(略)	住戸1戸当たり1台を加えた台数	(略)
小規模マンション			1台

備考

1 ファミリー住戸を100戸以上含むファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、来客者用の自転車駐車場を別に設置するものとする。

2～4 (略)

5 区長は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションが高齢者住宅等で、入居者の自転車又は自動二輪車の保有率が低いと認める場合は、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の収容台数の基準を緩和することができる。

別表第5 (第15条関係)

(略)

備考 第13条第4項に規定する災害用格納庫については、担架を納めることを要しない。

別表第6 (第15条関係)

規模	集会所の面積
世帯用住戸数40戸以上100戸未満	36平方メートル+(世帯用住戸数-40戸)×0.5平方メートル
世帯用住戸数100戸以上300戸未満	70平方メートル
世帯用住戸数300戸以上600戸未満	100平方メートル
世帯用住戸数600戸以上1,000戸未満	150平方メートル

備考

1 世帯用住戸の数が1,000戸以上の場合は、150平方メートルに世帯用住戸の数を1,000で除した数(1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を乗じて得た面積に、世帯用住戸の数の1,000戸未満の端数に応じてこの表に定める面積を加えた面積を確保するものとする。

2 (略)

別記第1号様式～別記第6号様式 (略)

別記第7号様式 (第12条関係) (略)

別記第8号様式 (第21条関係) (別添1のとおり)

(加える)

(略)

備考 第15条第5項に規定する災害用格納庫については、担架を納めることを要しない。

別表第6 (第17条関係)

規模	集会所の面積
ファミリー住戸数40戸以上100戸未満	36平方メートル+(ファミリー住戸数-40戸)×0.5平方メートル
ファミリー住戸数100戸以上300戸未満	70平方メートル
ファミリー住戸数300戸以上600戸未満	100平方メートル
ファミリー住戸数600戸以上1,000戸未満	150平方メートル

備考

1 ファミリー住戸の数が1,000戸以上の場合は、150平方メートルにファミリー住戸の数を1,000で除した数(1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を乗じて得た面積に、ファミリー住戸の数の1,000戸未満の端数に応じてこの表に定める面積を加えた面積を確保するものとする。

2 (略)

3 集会所は、地上3階以上に設置するよう努めるものとする。

別記第1号様式～別記第6号様式 (略)

別記第7号様式 (第14条関係) (略)

別記第8号様式 (第26条関係) (別添2のとおり)

別記第9号様式 (第26条関係) (別添3のとおり)

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。